

【フィリピン】過疎地の医師不足を解消するための医学奨学金制度の導入

海外立法情報課 日野 智豪

* 2020年12月23日、フィリピン国内の医師不足を解消し、全ての自治体に少なくとも1人の医師を配置するため、医学奨学金制度を導入する「地域医師法」が成立した。

1 背景・経緯

保健省によると、2020年現在、医師の人口比率は、人口1万人に対して3人に過ぎず、医師のほぼ40%が都市部にいるとされており、特に過疎地の医師不足は深刻な問題となっている。この比率を改善し、人口1万人当たり10人の医師を配置するという世界保健機関（WHO）の基準を充たすためには、8万人以上の医師を養成する必要があるとされている¹。

このような医師不足を解消するために、医学奨学金制度の導入について規定する法案（S.B. 1520、H.B. 6756）が、2020年5月11日にフィリピン議会上院に、同月18日に下院に提出された。法案は両院でそれぞれ審議が行われ、同年8月10日に下院を、同年9月14日に上院を通過した。両院の法案を調整するための両院協議会（Bicameral Conference Committees）で統合された法案は、同年10月15日に上院を、翌16日に下院を通過した。同年11月25日、統合法案は大統領府に送付され、同年12月23日のロドリゴ・ロア・ドゥテルテ（Rodrigo Roa Duterte）大統領の署名を経て、全24か条から成る「地域医師法」²が成立した（2021年1月5日公布、同月20日施行）。

2 法律の概要

(1) 医学奨学金・帰還サービスプログラム（第3条）

国立大学又は医学課程を提供する国立大学がない地方における提携私立大学の学生に対して、医学奨学金・帰還サービス（Medical Scholarship and Return Service: MSRS）プログラムを創設する。また、国内の全ての自治体に少なくとも1人の医師が配置されるように、医師がいない自治体からの申請者は、優先的に当該プログラムに採用されるものとする。

(2) プログラムの適用範囲（第4条）

MSRSプログラムの奨学生には、次の経済的支援がなされる。

- ①医学課程の授業料全額免除、②指定教科書代、物資費及び設備費、③被服（仕事着）手当、④宿舍施設費、⑤交通費、⑥インターンシップの際の費用、⑦医学委員会（Medical Board）による資格審査³料、⑧医師国家資格試験の受験料、⑨年間医療保険料、⑩その他生活費。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年3月10日である。

¹ Senate of the Philippines, “Villanueva’s Doktor para sa Bayan Law gets sufficient funding in the newly signed 2021 Budget,” Jan. 5, 2021. <https://legacy.senate.gov.ph/press_release/2021/0105_villanueva1.asp>

² Doktor Para sa Bayan Act (R.A. 11509). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/12dec/20201223-RA-11509-RRD.pdf>> 「Doktor」は、フィリピン語で「医師」を意味する。また、「Bayan」は、フィリピン語で「自治体、市町村、国家、国民、市民、故郷」等を意味する多義語である。

³ フィリピンでは、（医師国家資格試験とは別に）医学委員会による医師資格審査に合格し、委員会の発行した正式な登録証明書を所持していなければ、医療行為を行うことができない（1959年医療法第8条）。The Medical Act of 1959 (R.A. 2382) <https://lawphil.net/statutes/repacts/ra1959/ra_2382_1959.html>

(3) 資格要件（第5条）

MSRS プログラムの申請者は、次の要件を満たしているものとする。

- ・フィリピンに居住するフィリピン市民であること。
- ・高等教育委員会（Commission on Higher Education）⁴によって正式に認められた高等教育機関（一般の4年制大学）を卒業した、又は卒業予定であること。
- ・国立又は私立大学（医学課程）の入学試験に合格していること。
- ・医学課程入学のための統一試験（National Medical Admission Test）において、国立又は私立大学（医学課程）が要求する得点を挙げていること。

(4) 奨学金給付のための条件（第6条）

MSRS プログラムに採用された奨学生は、次の条件に従うものとする。

- ・高等教育委員会及び保健省が定めた奨学金の条件を記載した同意書に署名すること。
- ・所属する大学によって学期ごとに指定された科目を全て履修し、単位を取得すること。
- ・所属する大学が定めた所定の期間内に医学課程を修了すること。
- ・4年制の医学課程の場合は卒業時に、5年制の医学課程の場合は最終年に、所属する大学の拠点病院でインターンシップを実施すること。
- ・インターンシップ終了後1年以内に医学委員会による資格審査を受けること。
- ・第8条に規定される帰還サービスを提供すること。

(5) 義務的な帰還サービス及び公衆衛生・医療制度への奨学生の統合（第8条）

医師国家資格試験に合格した奨学生は、公衆衛生・医療制度の一員として、適切なポスト、給与等を受けるものとする。奨学生は、少なくとも1年間、出身地にある公立医療機関等に、それらの医療機関が人材を必要としていない場合には、奨学生の出身州の自治体又は最も医療サービスの行き届いていない自治体の医療機関に勤務するものとする。また、4年制の医学課程に所属する奨学生は医師国家資格試験合格後6年以内に、5年制の医学課程に所属する奨学生は医師国家資格試験合格後7年以内に、帰還サービス義務を果たさなければならない。

(6) 制裁（第9条）

奨学生が帰還サービス義務を拒否した場合、MSRS プログラムの諸費用等を含め、支給された奨学金の2倍の額を返済するものとする。

(7) 医学課程及び国家・地方の人材ポスト（第12条）

予算管理局（Department of Budget and Management）、保健省及び地方自治体は、この法律に基づいて帰還サービスを提供する全ての奨学生が、その適性に合った適切なポストに配置されるよう取り計らわなければならない。

(8) 奨学生の受入人数及び配分の決定（第20条）

この法律の施行から5年ごとに、保健省及び高等教育委員会は、国内の医師不足を国民皆保険法⁵に依拠して作成された基準に照らして査定しなければならない。また、MSRS プログラムに採用される奨学生枠を決定する際、医師の人口比率の低い地域が優先されるものとする。

⁴ 1994年5月18日に設立されたフィリピンの公立及び私立高等教育機関の学位授与プログラム等を所管する法定委員会。高等教育委員会については、1994年高等教育法（Higher Education Act of 1994 (R.A. 7722)）<https://lawphil.net/statutes/repacts/ra1994/ra_7722_1994.html>を参照。また、2021年2月5日、「毎年5月18日を「全国高等教育の日」とする法律」（An Act Declaring May 18 of Every Year as the National Higher Education day (R.A. 11522)）<<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/02feb/20210205-RA-11522-RRD.pdf>>が成立した。

⁵ Universal Health Care Act (R.A. 11223). <https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2019/ra_11223_2019.html>